

令和4年3月29日

第3回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 3 号

令和4年 第3回 定例会

日時：令和4年3月29日（火）午後2時

場所：区議会第一委員会室（Web 会議）

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	真 下 聡
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之

「書記」	庶 務 係 主 事	高 橋 翔
------	-----------	-------

令和4年

第3回教育委員会定例会

令和4年3月29日（火）午後2時

場 所 第一委員会室（Web会議）

議事録署名人 小川賀代委員

第1 議事録の承認

議事録第1号（令和4年第1回定例会）

議事録第2号（令和4年第2回定例会）

第2 議案の審議

第15号議案 「新しい学校選びフェア」の後援名義の使用について

第16号議案 文京区教育局行政情報管理規則の一部を改正する規則

第17号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

第18号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第19号議案 文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

第20号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第21号議案 請願の検討結果について

第3 報告事項

(1) 令和4年2月定例議会の審議概要について (資料第1号)

(2) 令和3年度文京区区政功労表彰受賞者について (資料第2号)

(3) 奨学資金に対する寄付の受領について (口 頭)

(3) 学校選択制度の実施に伴う令和4年度進路意向確認票の回答状況について(資料第3号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員の方は全員出席していただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第1号(令和4年第1回定例会)

議事録第2号(令和4年第2回定例会)

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第1号及び第2号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお、訂正が必要な場合には、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

第2 議案の審議

○加藤教育長 本日の議案の審議の前に、会議運営についてお諮りしたいと思います。

第16号議案及び第19号議案が関連性の高い内容となっておりますので、これらにつきましては、提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別で行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

第15号議案 「新しい学校選びフェア」の後援名義の使用について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は7件でございます。

初めに、第15号議案「新しい学校選びフェア」の後援名義の使用について。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第15号議案、「新しい学校選びフェア」の後援名義使

用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、特定非営利活動法人高校生進学支援の会。

代表者は、西山篤史でございます。

事業名は、「新しい学校選びフェア」で、本年6月11日に実施する予定でございます。

本事業は、不登校、学力不振に悩む中高生や保護者の相談場所の提供及び新たな進路選択の一助となることを目的とするものでございます。

対象は、23区及び近隣市の中学生・保護者・教員で、参加費は無料です。

このほか、資料といたしまして、事業概要書、予算書、役員名簿、定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 この高校というのは基本的に私立の高校を紹介する、そういう取り組みだと思ってよろしいでしょうか。どういう参加者なのかということ、もしご存じでしたらお知らせください。

○教育総務課長 参加者ということですか。参加する学校ですか。

○坪井委員 参加学校です。

○教育総務課長 基本的には、例えば通信制のサポート校でしたら、ほとんど私立ですので、そういった形になります。ただ、通信制高校ですと、公立高校などもございますので、一概に私立ということではございません。一般的と言ったらあれですけども、一般的とはちょっと変わった通信制とか、通信制サポートの学校が参加するという形になってございます。

○加藤教育長 資料の一番最後のところにチラシがついていまして、「新しい学校選びフェア」のところで、通信制高校、通信制サポート校、高等専修学校、特徴的な全日制高校と、今説明があったように、こういったところをご参加いただけるということみたいです。

○教育総務課長 基本的には、私立のほうが圧倒的に多いと考えてもらって結構だと思います。

○坪井委員 こういう学校って、今、ものすごく多いわけですが、その中から特定の高校の案内ということになるのでしょうかね。

○教育総務課長 どこを選んでいるのかというのは、たくさんありますので、基本的に東京の子が通えるようなところをこの NPO 法人のほうが声がけして、こちらに賛同していただくということでやっけていただいているようで、東京中の全部の学校が参加しているということではないとは思

ます。

○加藤教育長 先ほどのチラシの裏に、参加校の一覧がありますので、具体的にはこういう学校が参加する。

○教育総務課長 これは昨年のお阪なんです。東京のはまだつくってはいない。

○加藤教育長 こういったところが大阪ではあって、東京では、これに類似するような学校が参加するということのようです。

○坪井委員 不登校等の子どもさんにとっては、こういう情報はとても大事だと思っていますけど、教育委員会が後援するときに、これ以外にもいろいろの学校があるはずのときに特定の学校を「学校選びフェア」で後援していいのかな、私はちょっと疑問に思ったということです。その辺、中学校のほうの扱いもあるんだと思いますけれども。

○教育総務課長 このチラシは昨年のお阪でのイベントのチラシになっています。その際、お阪のほうでは、教育委員会のほうの後援を一切とらずに実施したようですが、それでも、お阪のほうの公立の中学校の先生方が見学に行かれたみたいなんですね。そうしたときにかなりいいものだったということで、お阪の先生たちが、教育委員会の名義をとっていただけると、子どもたちにも学校からも案内ができるから、そこを検討されたいかがですかということです。東京で今回初めてやるということで、文京区に限らず、23区のほかの区でも後援名義をとっていくという形をとったようです。

我々としても、さっき坪井先生も言われましたけれども、さまざまな機会を子どもたちに与えるという意味では、昨年ぐらいから始まったような状況ですので、まだまだ参加校は少ないと思いますが、今後ふえていくのかなと思います。教育委員会としても協力してもいいのではないかとということで、今回こちらにお諮りをさせていただいているものでございます。

○坪井委員 一回これを認めると、ずっとということになるのかもしれないんですが、今回どんな形でフェアがあり、どれくらいのところが参加をしていたのかということのご報告を後でしていただけるとありがたいと思います。そしてまた、参加された先生や子どもさんたちのお声も聞かせていただければ、なおありがたいと思います。

○清水委員 今の坪井委員のご質問とちょっとかぶるんですが、この支援の会がこういった高校から、何か紹介料みたいなのをもらって収入を得ているのかどうかということをお伺いしたい。

○教育総務課長 一番最初の名義使用申請書のところで、実施場所が東京都立産業貿易センター浜松町館となっています。ここの会場の使用料を参加している学校のほうに按分するというか、どう

いうとり方かわからないんですが、払っていただいて参加しているという形で、NPO のほうは、こちらからお金はいただいていないという形になっているようです。

○清水委員 それは収支には入っているんですか。

○教育総務課長 そこについては収支には入っていないので、そこは私のほうで確認をさせていただいたという形になっています。

○清水委員 基本的には、その辺を収支に入れる必要があるのかなと思いました。

○小川委員 坪井委員が懸念されていたのと同じで、私もちょっと懸念があります。一般的に、学校説明会を開催しているケースで、教育委員会とかが後援でついているのはあまり見たことがないというのがあります。私が見落としているだけなのかもしれません。これまで何年かされてきているかと思います。北海道での開催とかは、実際にほかの教育委員会が後援名義に入っていたという実績があるかどうかということをお話していただきたいと思います。

○教育総務課長 先ほどお話しさせていただいたように、チラシは昨年のお阪が一番最初ぐらいの状況で、昨年のお阪では、実は後援名義はとってないです。申し訳ないんですけど、そのほかで昨年どれぐらい実施したかというのはこちらのほうでも把握していません。今まで後援名義はとってないようです。

先ほど話しましたように、お阪のほうで実施したときに、お阪の中学校の先生方から、後援名義をとられたほうが子どもたちに周知がしやすいということもあって、それを検討してくださいということで、今回東京で初めて後援名後をとっている状況です。現在、港区と江東区と北区は既に承認済みと伺っております。

○小川委員 高校というと、東京都のほうがおふさわしいのかなと思ったりしました。その点についてはどのように考えればいいのかというのがあります。

○教育総務課長 参加する子どもさんたちが、いわゆる中学生になるので、区でも構わないんじゃないかなと、こちらのほうで判断をしております。

○加藤教育長 中学生が進学するに当たって、選択肢の一つとしてこういった通信制もあるということで、対象が、文京区で言えば文京区の中学生という形になりますので、そういう意味でも、文京区の教育委員会ということも問題ないのかなと思います。

○田嶋委員 坪井先生や小川先生のご心配はもっともだと思いますし、そこでお金がいりんな形で動くということ、これは清水先生もおっしゃられて、そこには懸念があります。ただ、僕は、この半分ぐらいの高校はサッカーもやってくさっていて、よく知っているところではあります。

中学校から高校を選ぶときに、通信制に対する誤解であったり、わからないことは結構多いと思います。通信制を選ぶ人たちは特殊な事情だったり、もしくはドロップアウトした子だったり、いろんな立場の人たちが、これに関心を持ちたいけれども、果たしてどうなんだろう、どんなことなんだろうと、わからないケースも多い。そういう意味では、「新しい学校選び」という名前がいいかどうかは別としても、こういう機会を設けてくださるのは決して悪いことではないなとは思いました。

それが、多大にお金が動いて、一人勧誘したら幾らいくとか、そんなことがあったらまずいとは思いますが、今の中学生や親御さんが、通信制とかにあまりいいイメージを持ってなかったりするときに、多様性の中で新しい選択肢としては、こういうところが出てくる時代なのかなと思っています。その説明会であるとするれば、悪くはないのかなと私は思いました。

○加藤教育長 委員の皆様が心配されていたのは、機会はいろいろあったほうがいいというのはありますけれども、実際こういったフェアを行うに当たって、今回申請してきた団体が、お金の面で直接各学校のほうから流れがあったりということで営利につながることを心配されているということだと思います。

先ほど言ったように、会場費は参加校で頭割りという話です。それ以外のお金は、定款に書いてある入会金と年会費で賄われているということなんですかね。そういう意味でも、直接この団体と実際に参加したところが、お金の関係で何かということではなく、あくまで会費で賄われている非営利団体がそういう場を持っていて、その負担の会場費等は各学校が割り勘、割って負担しているということみたいなので、そこは大丈夫かと思えます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、お認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第16号議案 文京区教育局行政情報管理規則の一部を改正する規則

第19号議案 文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

○加藤教育長 続きまして、先ほど事前にお諮りしたように、第16号議案と第19号議案の2点について、説明をしたいと思います。

第16号議案「文京区教育局行政情報管理規則の一部を改正する規則」、第19号議案「文京区立

学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 16 号議案、文京区教育局行政情報管理規則の一部を改正する規則及び第 19 号議案、文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会が発信する文書における公印の押印について、押印を省略することができる文書の範囲を拡大するため、規定を整備するものでございます。

初めに、16 号議案の新旧対照表 4 ページから 5 ページまでをご覧ください。第 33 条において、教育局が発信する文書のうち、公印を省略することができる文書として、これまでは対内文書または軽易な文書としておりましたが、第 33 条第 2 項を新設し、新たに、対外文書のうち、区の機関に対し発信するもの及び国、地方公共団体、区の出資法人または指定団体に対し発信するものを加えるものでございます。そのほか、必要な文言修正を行うものでございます。

本規則の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

次に、第 19 号議案の新旧対照表 4 ページをご覧ください。第 27 条第 2 項を新設し、学校が発信する文書のうち、公印を省略することができる文書として、対内文書と対外文書のうち、軽易な文書を定めるものでございます。そのほか、必要な文言修正を行うものでございます。

本訓令の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 対内文書というのはどういう文書なのか、具体的に教えていただきたいというだけなんです。例えば、今回、文京区教育員会教育総務課から教育委員宛てに、定例会資料の送付についてという送付文書が来ているわけです。こういうのが対内文書ということになるんでしょうかね。今までもなかったのか、それとも今回省略されたものなのか、その区分けのあたりを教えてくださいませんか。

○教育総務課長 今、坪井委員が言われたように、例えば教育総務課から教育委員の先生方に文書を送る場合は対内文書になります。もともと対内文書なので、公印省略はやっていたんですけども、今回はっきりと規則のほうに書かれたとさせていただいて結構だと思います。

○加藤教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。まず、第 16 号議案について、お認めしてもよろしいでしょう

か。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、第 19 号議案につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 17 号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第 17 号議案「文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 17 号議案、文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、子ども子育て支援法施行令の一部改正に伴い、必要な規定整備を行うものでございます。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 2 項について、特定被監護者等の定義に係る参照条文を、政令第 14 条の 2 第 1 項から政令第 14 条に変更するものでございます。

本規則の施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 言葉の意味を教えてください。特定被監護者というのはどういう子どもさんを指すのでしょうか。

○学務課長 確認させてください。

○加藤教育長 後で確認してお答えしたいと思います。

○坪井委員 それでは、ついでに、同じ条文の下から 2 行目にあります要保護者という言葉もお願いします。特定被監護者と要保護者というのはどういう人を指すのか、お願いします。

○加藤教育長 今、確認していますので、この件については後ほどお諮りするということで、次の議案に行ってもよろしいでしょうか。

第 18 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 それでは、第 18 号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 18 号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、本年第 1 回教育委員会定例会でご承認いただきました幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正が行われたことに伴い、規定の整備を行うもので、職員の仕事と不妊治療の両立を支援するため、出生サポート休暇を特別休暇として新設する旨を規定するものでございます。

主な内容でございますが、1 ページをご覧ください。規則第 17 条の 2 第 1 項で、出生サポート休暇は、幼稚園教育職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇と定めております。同第 2 項では、休暇の付与日数として、一会計年度において 5 日の範囲内の期間とし、ただし、体外受精、顕微授精を受ける場合に当たっては、10 日の範囲内の期間とします。

本規則の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 こういう特別休暇を利用される方たちに、職場の中でどういう形で運用されているのか、伺わせていただけますか。今日は、何の休暇で休んでいるかということ職場の皆様はご理解になっておられるのでしょうか。例えば、こういう出生サポート休暇で今日はお休みになっておられる、そういう治療を受けたりしているということが職場で分かるということになるんだろうと思うんですが、そのあたりの運用の実情を教えてくださいと思います。

○教育指導課長 実際は、出生サポート休暇に限らず、生理休暇を含めてさまざまな特別休暇があるわけです。該当職員がそのことを自己開示してない限りにおいては、当然、何の休暇で取得しているかということは、全ての教員に言うわけではなく、休暇を取得しているという形で運用しているのが実態でございます。

○加藤教育長 ご本人には配慮して運用しているということです。

○坪井委員 もちろんそのように慎重に運用していただければよろしいかと思えます。こういうことで休暇をとったことで何か職場内で居づらくなるようなことがないようにという意味です。

○加藤教育長 休暇自体も取りやすくするという意味でも、そういう配慮は必要かなと思えます。

○教育指導課長 実は、このことは別途、議会でも話題になったので、先般、私から、幼稚園の園長に対して、そういった配慮をするようにという話もしていますし、他の休暇取得についてもとりやすい環境づくりをするようにということでお願いしたところでございます。

○加藤教育長 他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、お認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

先ほどの件について、学務課長のほうからお願いいたします。

○学務課長 まず、特定被監護者につきましては、教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であって、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする者を言うということになっております。その中にも規定がございまして、満3歳未満保育認定の子ども、例えば特定被監護者等のうち、小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における負担額算定基準、子どもの最年少者である3歳児未満の保育認定子どもであるとか、様々な規定があるんですが、保護者とお子様が生計を一にしている者ということでの扱いとなっております。

また、要保護者につきましては、生活保護給付者という扱いでございます。

○加藤教育長 特定被監護者等で、被監護者というのがどういった方で、特定というのはそのうちのどういう方で、「等」というのはそれ以外、それに類するというのは具体的にどういう人かというのを坪井委員のほうでは知りたかったのかなという気がします。坪井委員、いかがですか。今の説明でご理解いただけましたか。

○坪井委員 要するに、教育や保育を行う親が経済的に何らかの意味で苦しい場合ということだと思っていいますか。

○学務課長 今回改正する施行規則においては、幼児教育の無償化のところでの話でございます。まさに今、先生おっしゃったとおり、そういった経済困窮者に対する支援でもあるし、また、全体的な無償化に該当するもの全てをひっくるめての話になり、無償化になったことによって条文がいろいろ変わった中で、今回条ずれが起きたということでございます。

こちら説明が難しく、大変申し訳ないんですが、今回、そういった生活困窮者も当然踏まえているところもでございます。

○坪井委員 つまり、生活困窮者に限らず、3歳未満の保育を必要とする子どもがいる監護者の子どもが特定被監護者になるということですね。必ずしも生活困窮者じゃなくても、特定被監護者と

いうわけですね。

○学務課長 そうです。

○坪井委員 わかりましたというか、そういう使い方があるんだということが何とか理解できました。

○加藤教育長 もうちょっと調べさせていただいて、規則改正の前提になるものですので、お答えさせていただければと思います。

ただ、今回の改正自体は、特定被監護者等が変わるとかどうとかいうことではなくて、根拠条例の政令の改正に伴う条ずれということですので、その部分では影響はないんですが、坪井委員が言われているように、特定被監護者等が何なのか、もうちょっと調べてください。

○坪井委員 この政令 14 条に、特定被監護者の定義があるということですね。

○加藤教育長 14 条の 2 の第 1 が今回の改正で、14 条に条ずれしていますので、このところに定義があると思います。そこをかみ砕いて、具体的にどういう方なのか、経済的な困窮だけなのか、それとも年齢的なものなのか、「等」は何なのかというところをあわせて後でお伝えしたいと思いますので、少々お待ちいただけますか。

○坪井委員 お願いいたします。

第 20 号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

○加藤教育長 それでは、第 19 号議案につきましては、先ほどご審議いただきましたので、次は、第 20 号議案「学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令」。こちらの説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 20 号議案、学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

第 20 号議案 5 ページの改正後（案）をご覧ください。本案は、第 5 条の別記様式第 3 号に規定する職員証の文京区紋章の右側に文京区シンボルマーク、下線が引いてございますが、を追加し、様式の変更を行うものでございます。

この訓令の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 これは付則が新設されるという改正なんですか。何が改正されるかという、付則の新設ということで、別紙の中身が変わっているわけじゃないんですね。別紙は同じなんですか。

○教育指導課長 今回、改正のところで、このシンボルマークが区職の場合、こうなっているんです。(職員証を示す) ここへ新たにマークを追加したので、それに合わせて幼稚園職員についても、同様にこのシンボルマークを追加しますということで、マークを入れた形の別記様式第3号を修正するという形です。

○加藤教育長 幼稚園教諭も区の職員なので、区の職員のほうの職員証が改正されたことに伴って別記3号様式の文京区職員証の後ろに区のマークをつけるという改正になります。幼稚園教育職員については、教育委員会のほうで訓令をつくっていますので、そちらに合わせて改正するという内容です。

○坪井委員 この文京区職員証に書いてある後ろのマークは、何のマークとおっしゃったんですか。

○教育指導課長 文京区シンボルマークがつくられ、今まではこの記載が職員証にはなかったんです。ところが、シンボルマークをつくったということから、改めて職員証にもこのシンボルマークを追記しようということで、区の職員については追加された形です。これは私の職員証ですが、こういう形でここに新しくマークがついたんです。同じように、幼稚園職員についてもこのマークを追加した形のもので統一して揃えるということで今回提案させていただいたところです。

○加藤教育長 こちらの文京区のシンボルマークというのは、区政70周年の時にシンボルマークをつくろうということでつくったマークです。このマーク自体が文京区の「文」の字をモチーフにしてつくった。たしかオリンピックのエンブレムをつくった野老さんに依頼してデザインを考案していただいた。70周年ですので、ちょっと前ですが、それに合わせて職員証を改めたので、それに合わせて幼稚園の先生方の職員証についても、今回そのマークをつけるという改正です。

○坪井委員 シンボルマークの左側に昔からあるのは、何て呼ぶんですか。

○加藤教育長 文京区の紋章です。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、お認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第21号議案 請願の検討結果について

○加藤教育長 続きまして、第21号議案「請願の検討結果について」。教育推進部長、お願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 21 号議案、請願の検討結果につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和 3 年 6 月定例議会で採択された請願の検討結果につきまして、区議会議長宛てに報告するため、付議するものでございます。

2 ページをご覧ください。令和 3 年受理 13 号は、「LINE 株式会社に対して、『18 歳未満の子供が LINE を安全に安心して利用できるように環境を整備する事』を要望するように区に働きかけることを求める」ものでございます。

これに対する検討結果は、「文京区青少年問題協議会において、毎年度、携帯電話会社をはじめ、テレビ・放送関係事業者や日本インターネットプロバイダー協会等へ青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報の制限についてお願いする文書を送付しております。令和 4 年 2 月に書面開催した文京区青少年問題協議会において、LINE 株式会社へも同様の文書を送付する議案が可決され、同 3 月下旬に文書を送付いたしましたことを報告いたします。なお、区内の小学 4・6 年生の児童・保護者を対象に『インターネットのルールとマナー』のリーフレットを配布し啓発も行っていることも合わせて報告いたします」というものでございます。

以上、本件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 LINE 株式会社のほうからは何らかの返答はあったのでしょうか。

○児童青少年課長 こちらの文書は、3 月 23 日に送付させていただいております、今のところ、LINE 株式会社からの特段のご意見等はございません。

○清水委員 まだそれほど時間が経ってないから、今後ですかね。

○児童青少年課長 これは例年、インターネットプロバイダー協会ですとか、携帯キャリア、メディア関係のところにも送っておりますけれども、要請というところで特段回答を求めているものではありませんので、各団体とも、このようにしますというような返答は、原則はないものと思っております。こちらからお願いをする文書という捉えになります。

○清水委員 お願いしたということで終わってしまっているような気がしないでもないですので、その辺のアフターケアも重要じゃないかなと思います。

○坪井委員 請願事項が「LINE を安全に安心して利用できるように環境を整備する事」となっていますが、お願い事項として出したものが、「健全な育成を阻害するおそれがある情報の制限」とい

う形になっています。LINE を安全に安心して利用できるようにするという環境とは、どういうことをイメージされていたお願いなのか。情報を制限ということで安心安全な利用ができるという環境の整備になるのかというあたり、ちょっと教えていただければと思います。

○**児童青少年課長** LINE については、既に情報インフラとして成立してしまっているというところがございまして、子どもも頻繁に使用するところで、ただ、使い方によっては、性犯罪に巻き込まれたり、ツイッターですとか、その他の SNS と同様に使える機能があるということで、ご心配をされてのお願いだったと記憶しております。

LINE 株式会社のほうでも、一定のフィルターとか、そういったものはかけてはおりますけれども、機能の中にオープンチャットという誰でも参加できるようなチャット機能があります。そちらの使用については、特段の制限がかかっていないという部分もありまして、主にその部分、あとは広告も配信をされますが、それについても特段のフィルターがかかってないという状況がありましたので、そこを心配されてのお願いということになります。

そういった青少年に関して育成を阻害するような情報を全体として抑えていただきたいというところでこちらの要請文を出しているところでございます。

○**坪井委員** もう1点。もしかしたら配付されたのかもしれないですけども、4年生、6年生対象の「インターネットのルールとマナー」というのを私たち見せていただきましたっけ。

○**児童青少年課長** 教育委員の先生にお送りしているかどうか確認してないんですが、恐らくお送りしてなくて、通常、保護者とお子さんに配る用で、こういった形のチラシを毎年つくって、4年生、6年生にお送りしています。参考に後ほど送らせていただきますが、これ以外に東京都のほうで、小学校5年生、中学1年生に関しては、同様の啓発リーフレットを配布しているということがございますので、小学校4年から中学校1年までには毎年児童・保護者の方には、啓発のリーフレットが手に渡っている状況になります。

○**加藤教育長** 小学校4年生から中1まではリーフレットが渡っているということです。送っているかもしれないけど、ちょっと確認がとれないので、別途また送りますので、ご覧ください。

○**坪井委員** あちこちで見ているとは思いますが、どんなものが文京区で配られたのか、もう一回見せていただければと思います。

○**加藤教育長** ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、お認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 令和4年2月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は4件です。

1件目です。「令和4年2月定例議会の審議概要について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、令和4年2月の定例議会の説明をさせていただきます。

資料第1号をご覧ください。令和4年2月25日に文教委員会が開催されました。議案審査が1件、報告事項は4件ございました。

議案審査は、文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例。

報告事項1が、文京区指定文化財の指定について。2が、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について。3が、学校選択制度の実施に伴う令和4年度進路意向確認票の回答状況について。4が、インターネット施設予約システムの導入についてでございます。

こちらにつきましては、議論された内容は、後日、会議録をお送りいたしますので、ご確認ください。ただ、考えてございます。

次に、資料をめくっていただきまして、令和4年2月定例議会一般質問でございます。今回こちらは28件ございました。誠之小学校改築にかかわるもの、教科書のデジタル化、学校・幼稚園におけるコロナ感染者数と対策の現状と課題、青少年プラザ等の質問がございました。

説明は以上となります。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 コロナの対応に関しての質問などがありますが、例えば学級閉鎖とか学年閉鎖になったときの抜けた分の授業をどのように取り戻すか、その辺しっかりうまくいっているのかどうかということに関して、お伺いしたいと思います。

○教育指導課長 学級閉鎖を行った場合には、原則、オンラインで家庭と学校をつないで授業を行ってまして、一定程度、学習保障についてはできているものと思います。仮にそこで授業ができなかったとしても、一定程度の学習提供をしているので、そこは十分補えているものと認識してございます。

○加藤教育長 オンラインがご家庭の状況によって難しいときは紙とかで連絡をとりながらやって

いるということですよ。丁寧にそこところは個々の状況に合わせて対応しているということです。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 令和3年度文京区区政功労表彰受賞者について

○加藤教育長 それでは、次の報告事項になります。資料第2号「令和3年度文京区区政功労表彰受賞者について」。

○教育総務課長 それでは、資料第2号をご覧ください。令和3年度文京区区政功労表彰受賞者一覧表でございます。

まず、区立小・中学校及び幼稚園のPTAの会の連合会の代表者として、小川良さん、武智公英さんの2人。

PTAの代表者またはこれに準ずる職として、島津威仁さんを含む5人。

学校医につきましては、齋藤敦さん、豊田雅基さんの2人。

学校歯科医につきましては、岩渕雅論さん、山本ゆかりさんの2人。

学校薬剤師につきましては、吉村加代子さん。

青少年委員及び青少年健全育成会会長、またはこれに準ずる職では、三谷規子さんを含め6人が受賞されてございます。

資料第2号については、以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

今回、区政功労ということで、学校関係者の方がこういった形で表彰されるということです。表彰式のほうも先日行われておりますので、こちらの方々が表彰されたという情報提供になります。

よろしいでしょうか。

議案第19号議案 文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

○加藤教育長 それでは、先ほどの第19号議案の件、坪井委員からの質問についての回答がございましたので、学務課長、お願いします。

○学務課長 特定被監護者等でございます。まず、支給認定保護者と生計を一にする子どものことでございます。支給認定保護者というのは、幼稚園、保育園に通うときに、支給認定を受けることになっているんですが、1号認定であれば、保育を必要とせず、お子さんが3歳から5歳である。

2号認定は、保育を必要とし、お子さんが3歳から5歳である。3号認定、保育を必要とし、お子さんがゼロ歳から2歳である。こちらの支給認定を支給認定保護者に監護されているお子さんということで、基本的には、私ども教育委員会の場合は幼稚園でございますので、3歳から5歳の保護者のことを言っています。

○加藤教育長 基本的には、今回の子どもの保育料の無償化の中で、1号、2号、3号という認定がされています。幼稚園なのか、保育の必要な保育園なのか、年齢がどうなのかというところで1号から3号まで分かれていますので、その1号から3号までの方が、特定の部分に当たるということになります。被監護者というのは当然子どもですので、そういった保護者に監護されているお子様です。

「等」の部分は今、追加で説明があります。

○学務課長 「等」の部分でございますが、「等」で該当するのは、本来の中ではないんですが、支給認定者に監護されていた者ということで、未成年であったときに、支給認定保護者が監護していた者のことをいうところが「等」に入っている。本来、これは当然未成年であったときの過去の話なので、「等」に該当しないんですが、もう一方、支給認定保護者またはその配偶者の直系卑属ということで、成年に達した後に、支給認定保護者と生計を一に、直系卑属になった者のことをいって、また支給認定保護者が再婚することにより、新たに成年の子を持つに至った場合や、支給認定保護者が成年者を新たに養子に迎えた場合などを想定しているということで、基本的には、あまり該当はしないんですが、そういったことが「等」の中に含まれているということで、こちらのほうには書いてございます。

○加藤教育長 ということは、特定被監護者、子どもが1号から3号まで、幼稚園、保育園で、それ以上の年齢の方でもいろいろな事情があって、家族と生計を一にしている人たち、それを含めて、「等」としており、5歳までの子以外の年齢の子も含めてそれが2人以上いる場合ということよろしいですか。「等」はいろいろな条件がありますが、1号、2号、3号以外も含めてという内容になります。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。この件について、お認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

(3) 奨学資金に対する寄付の受領について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に戻らせていただきます。

報告事項（3）「奨学資金に対する寄付の受領について」。この件について説明をお願いします。

○教育総務課長 こちらについて、口頭で説明させてください。例年寄付を受けているものがございます。

寄付者は、文京梅まつり実行委員会となっております。金額については30万円。昭和61年度から寄付をいただいているので、今回で35回目になるかと思えます。累計金額としては1100万円となっております。

寄付金の使用予定でございますが、奨学金に役立ててほしいという意向がございますので、そういった貸付基金に積み立てているものがございます。

説明は以上となります。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（4）学校選択制度の実施に伴う令和4年度進路意向確認票の回答状況について

○加藤教育長 続きまして、「学校選択制度の実施に伴う令和4年度進路意向確認票の回答状況について」。この件について説明をお願いいたします。

○学務課長 資料第3号の学校選択制度の実施に伴う令和4年度進路意向確認票の回答状況について、ご報告申し上げます。令和4年3月18日現在のものがございます。

表の左から2番目の「希望校調査」を昨年の11月に実施いたしました。合計では1859人に希望校の調査を行い、各学校はこのような状況となっております。

また、そのときに、第六中学校、第九中学校、茗台中学校、本郷台中学校、音羽中学校につきましては、令和3年12月8日に抽選を行いました。

その結果、2月までに進路意向確認票を今とっているところでございます。そこが合計で736人ということで、各学校はそのとおりになっております。

また、区域外就学申請者数は、全体で4名おります。こちらは、将来的には文京区に住むので、3月中に文京区に引っ越してくる予定でしたが、家がまだ建っていない状況を認めての区域外就学が4名いるということです。現在の入学予定者数は、740人というところでございます。

一番右の表は、昨年度の数字になっておりまして、昨年度はこの時期に合計701人で行ったので、昨年度よりは区立中学校の進学が進んでいるということと、各学校も、少なかったところが増えている状況でございます。

また、先ほど申し上げました抽選の結果は、下の令和4年度の入学の表で、第六中、第九中、茗台中、本郷台中、音羽中でございますが、第六中であれば、希望が76名いたところ、当選した方は57名、落選した方は19名。第九中につきましては42名で、当選者数25名、落選者数は17名。茗台中学校は42名の当選者34名、落選者数8名。本郷台中は全員当選の8名。音羽中は全員当選の9名ということございました。

落選された方につきましては、2月の下旬までに区域の学校もしくは第一中学校、第三中学校、第八中学校、第十中学校、文林中学校の中から選択して、進路確認票をいただいた方もいらっしゃいます。そういった形で2次の振り分けも行ったところでございます。

最終的な進路意向確認票がまだ全部出てきていないんですが、状況としてはこういう状況でございます。4月の入学式の前までには最終的な数字が固まりますので、数字が固まったところでまたご報告させていただきます。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

現在のところの数字ということで、また固まりましたら、ご報告するということになりますので、よろしく願いいたします。

用意した案件は以上になります。

第4 その他の事項

○加藤教育長 そのほか、ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 今コロナの感染について毎日、子どもさんたちの状況や職員の状況を委員にご報告いただいて、本当に大変だなといつも思っております。このチェック体制あるいは報告の継続はどんなときまで続けてくださるのか。毎日毎日、休日もなく報告をされていらっしゃるようなんですが、そのあたり、いかがなんでしょうか。ちょっと心配になってきておりますが、大丈夫でしょうか。

○加藤教育長 私のほうから答えさせていただきます。

委員が言われるように、全ての課が休日も対応しており、また学校のほうも休日のときには、場合によったら対応していただいたりしておりますので、非常に皆さん大変な状況かなと思っております。

いつまでという話ですが、実際、コロナの感染状況がどうなるかによろしいと思います。今現在は、前の週と比べて感染者数が下がってきていましたが、一昨日ぐらいから、若干前の週よりも増えているということで、今の状況でこれからまた増えていくのか、あるいは減っていくのか、ちょっと

読めない状況なので、いつまでというのはここではっきり申し上げるのは難しいかなと思っております。

これを行っているのは、やはり感染を広げないということで、子どもたちの安全・安心もありますけれども、学びを継続させるという意味でも、適切な時期に学級閉鎖なり学年閉鎖を行って、感染の広がりを少しでもとどめるという意味がありますので、感染の広がりがある限りは、大変ですけれども、一定やっていかなければいけないのかなとは思っております。

ただ、学校現場も、長く続いていますので、負担が少しでも少なくなるように、やり方とかそういったものについては、感染状況、長引く状況を見ながら、負担が少なく、かつ、しっかりと感染対策がとれるような形で進めていきたいというふうに考えております。今、いつまでというのはなかなか言えませんが、そういう考えのもとに進めていきたいなと思っております。

○坪井委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第3回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(15 : 13)

令和4年3月29日

議事録署名人

教育長

委員